

生命保険年金二重課税訴訟における
最高裁判決の影響

今月のニュースレターでは、年金払特約付き生命保険契約の被保険者兼保険料負担者の死亡により、受取人である相続人が保険会社から支払いを受けた特約年金に対する課税関係が争われた最高裁判決(最判平成22年7月6日判例タイムズ1324号78頁)をご紹介します。

1. 事案の概要

紙幅の関係で単純化すると、本事案で問題となった保険契約には、保険事故(被保険者である夫の死亡)が発生した場合に、上告人(受取人である妻)に対して、主契約に基づく死亡保険金(4,000万円)に加え、生活保障のための特約年金(1年あたり230万円)が10年間にわたって支払われるという年金払特約条項が付されていました。上告人は、夫の死亡により、死亡保険金を受け取る権利に加え、上記特約に基づく年金として10年間にわたり毎年夫の命日に230万円ずつ受け取る権利(=本件年金受給権)を取得し、ほどなく本件年金受給権に基づき、P保険会社から第1回目の特約年金230万円(=本件年金)を受領しました。課税庁は、本件年金が相続税法3条1項1号の「保険金」には該当せず、雑所得として所得税が課税されるとの認定に基づき更正処分をしたため、上告人がその取消を求めて出訴しました。

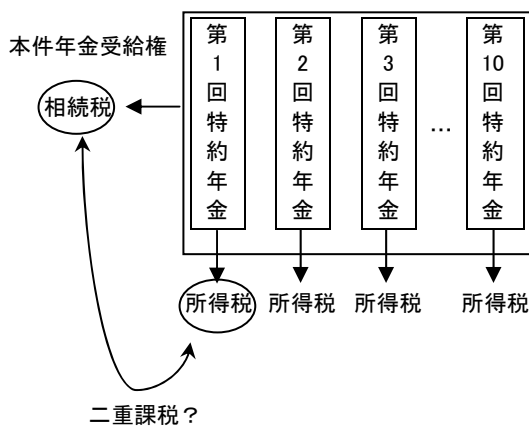
2. 本事案における争点

従来の課税実務においては、相続により取得する「年金受給権」とこれに基づいて受け取る「個々の年金」は法的に別個であり、年金受給権は、相続税法3条1項1号の「保険金」に該当して相続財産とみなされ、相続税の課税対象となり(所得税の課税対象とはならない²⁾、個々の年金は、「保険金」に該当せず相続財産とはみなされないが、所得税の課税対象となる、とされてきました。かかる課税実務

によれば、本件年金受給権には相続税が課税され、本件年金には所得税が課税されることとなります。

上告人は、かかる本件年金受給権に対する相続税課税と本件年金に対する所得税課税は、二重課税にあたるのではないかと争いました(【図1】参照)。

【図1】



3. 本判決の概要

これに対し本判決は、年金受給権と個々の年金とは法的に別個であることを前提に、「保険金」に該当して相続税の課税対象となるのは、年金受給権のうち有期定期金債権に該当する部分であるところ、その価額は、取得時の現在価値³⁾、即ち「将来にわたって受け取るべき個々の年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当(する)額」(【図2】のA部分)であり、同額と残存期間に受け取るべき年金の総額との差額(【図2】のB部分)は、当該各年金の上記の現在価値を元本とした場合の運用益の合計額に相当するという考え方を示しました。その上で、個々の年金のうち、本件年金受給権の取得時の現在価値に相当する部分(【図2】のA部分)は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一であるから、二重課税の排除の観点から(相続税に加えて)所得税の課税対象と

本ニュースレターの執筆者

みやつか ひさし
宮塚 久

かわはら ゆうすけ
河原 雄亮

パートナー
弁護士

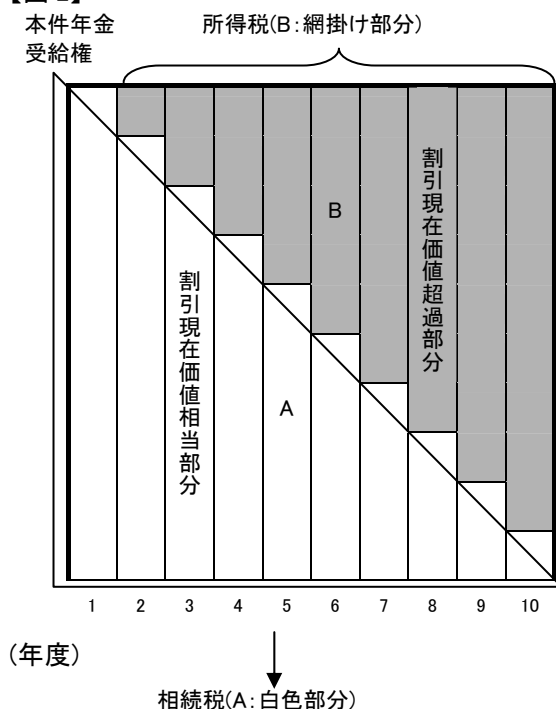
アソシエイト
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

はならないことを判示しました。その帰結として、本件年金の支給額はその全額が本件年金受給権の取得時の現在価値の一部を構成しており、所得税の課税対象とならないと判断しました。

【図 2】



4. 納税者への影響

(1) 二重課税の排除

このように本判決は、個々の年金を、年金受給権取得時の現在価値に相当する部分(【図 2】の A 部分)と運用益の合計額に相当する部分(【図 2】の B 部分)とに分け、年金受給権と同一の経済的価値を有する前者は、相続税が課税されることで課税関係は終了し、重ねて所得税の課税対象とはならないのに対し、後者は、相続税の課税対象とはなっていないため、所得税の課税対象となることを判示しました。

本判決では、本件年金(第 1 回目の特約年金)の課税関係が争われたため、明示的な判断は示されませんでした。第 2 回目以降の各年金についても、本判決に従って、運用益の合計額に相当する部分(【図 2】の B 部分)のみが所得税の課税対象とされ、従前の課税実務による二重課税の状態は、全体として解消されることが見込まれます。

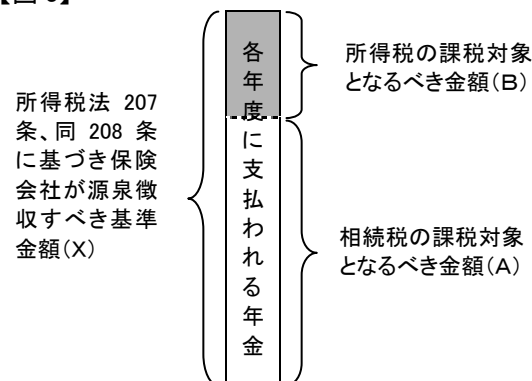
(2) 納め過ぎになる源泉徴収税額の控除等の必要性

従前の課税実務においては、個々の年金に対して所得税が課税されており、支払年金額の全額(【図 3】の X 部分)を基準として源泉徴収がされています。しかしながら、本判決が示したように、個々の年金のうち年金受給権取得時の現在価値に相当する部分(【図 3】の A 部分)が所得税の課税対象ではないとすると、所得税の課税対象となるべき部分(【図 3】の B 部分)を基準として源泉徴収をすべきではないかが問題になります。

この点本判決は、「所得税法 207 条所定の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、」同法 208 条所定の金額を源泉徴収する義務を負うことを判示しました。その結果、P 保険会社が本件年金の全額を基準としてした源泉徴収は適法であり、上告人は、本件年金の支払いを受けた年分の所得税の申告手続において、P 保険会社による源泉徴収金額全額を自己の算出所得税額から控除し又はその還付を請求することができることとされました。

以上のとおり、本件のような年金払特約付き生命保険契約に基づく特約年金について、保険会社が支払年金額の全額を基準として源泉徴収をしなければならないことは従来の実務と変わるところはありません。そのため、第 2 回目以降の各年金については、所得税の課税対象となるべき部分(【図 3】の B 部分)を超えた金額を基準として源泉徴収がされる(いわば納め過ぎになる)こととなりますので、納税者は、控除又は還付請求を怠らないように注意する必要があります。

【図 3】



※本件年金の場合、X=Aとなります。

(3) 過去の過納付分の還付のために必要となる手続

本判決を受けて、国税庁は、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に関し、過去 5 年分の所得税の過納付分については、納税者からの更正の請求を経て減額更正をし、又は確定(還付)申告を受けて、還付をすることを公表しています⁴。かかる更正の請求又は確定(還付)申告には 5 年の期間制限があり、この期間を超えた場合には還付を受けることができなくなるので、早めに手続をすることが必要です⁵。

5. 生命保険会社への影響

本判決は、納税者にとどまらず、生命保険会社にも大きな影響を及ぼしました。というのも、納税者が上記 4.(2)(3)のような手続をとるために必要な情報を揃えるには、生命保険会社から情報を得られることが不可欠であり、かかる情報提供に伴う生命保険会社各社の事務負担は膨大なものになり、情報の開示にあたって法令解釈上の疑義が生じることも少なくないと考えられるからです。

6. 最後に

本判決は、「運用益」部分に対して所得税を課税することから、相続税が課された資産から運用益が生じた場合一般について、大きな影響を及ぼすのではないかとの議論がありましたが、税制調査会に設置された「最高裁判決研究会」の議論の状況を見る限り⁶、その射程は、本件のような年金払特約付き生命保険契約に基づく特約年金等相続税法 24 条 1 項によって評価がなされる相続財産にとどまり、土地、株式、著作権、定期預金等の相続には大きな影響はないものと思われます。

以上

¹ 平成 15 年法律 8 号による改正前のもの。

² 平成 22 年法律 6 号による改正前の所得税法 9 条 1 項 15 号。

³ 本件年金受給権は、相続税法 24 条 1 項所定の定期給付金契約に関する権利であって、有期定期金債権に該当すると考えられる

ところ、割引現在価値そのものではなく、割引現在価値に相当する額として相続税法 24 条 1 項 1 号に従って算出される金額で考える必要がある点に注意が必要です。

なお、平成 22 年法律 6 号による同法の改正前は、残存期間が 5 年を超え 10 年以下の有期定期金については、その残存期間に受けるべき給付金額の総額の 60%相当額が割引現在価値に相当する額として定められており、下記のとおり、割引率は約 11.7%でした。

10 年間にわたり毎年度期首に N の給付金を受ける場合

$$\sum_{i=1}^9 \frac{N}{(1+r)^i} = (10-1) \times N \times 0.6 \Leftrightarrow r \doteq 0.117$$

改正後は、より実情に即したかたちで、解約返戻金相当額等を用いて評価額を算出することになります。

⁴ 詳細は国税庁のホームページをご参照下さい。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/h22/sozoku_zoyo/index.htm

⁵ 詳細は国税庁のホームページをご参照下さい。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/h22/sozoku_zoyo/tetsuzuki_kigen.htm

⁶ 平成 22 年 10 月 22 日付けの同研究会の報告書が公表されていません。<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gjjiroku/pdf/22zen8kai6.pdf>

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html> に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714

E-mail : info@jurists.co.jp URL : <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2010